

医政発 0528 第 4 号
令和 3 年 5 月 28 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について

所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 21 号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定（同法第 12 条の 6 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1 趣旨

地域医療構想の実現のため、再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を軽減するもの。

2 概要

(1) 制度の概要

令和 3 年 5 月 28 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地の取得をし、取得後 1 年以内に所有権の移転の登記を行った場合、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を 1000 分の 10（本則 1000 分の 20）とし、建物の建築をし、建築後 1 年以内に建

物の所有権の保存の登記を行った場合、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を 1000 分の 2（本則 1000 分の 4）とする。

（２） 医療機関における手続

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、

- ① 登記を行う前に、改正省令による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 30 条の 4 の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、厚生労働省に申請を行うこと。

※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、再編計画の認定の申請日以降に、下記申請先に郵送することとする。申請に当たっては、返信用封筒（A 4 の証明書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付すること。）を併せて送付すること。

- ② 当該土地の取得又は建物の建築後 1 年以内に、登記の申請書に厚生労働省より交付を受けた租税特別措置法適用証明書を添付した上で、登記所において登記を行うこと。

3 照会・申請先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 20 階
厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室

TEL:03-3595-2186 （内線：2661）

FAX:03-3503-8562

Email: iryo-keikaku@mhlw.go.jp

様式（第 80 条の 3 第 1 項又は第 2 項関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

厚生労働大臣 名 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の資格及び氏名

（注 1）

下記事項が租税特別措置法第 80 条の 3 第○項に該当するものであることにつき、租税特別措置法施行規則第 30 条の 4 第○項の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人

（注 2）

2. 上記登記申請人が、租税特別措置法第 80 条の 3 第 1 項に規定する医療機関の開設者であること

3. 租税特別措置法第 80 条の 3 第 1 項に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 12 条の 2 第 1 項（変更の認定の場合には、同法第 12 条の 6 第 1 項）の認定年月日
年 月 日

4. 不動産の表示（別紙）

（注 3）

5. 上記不動産が、租税特別措置法第 80 条の 3 第 1 項に規定する再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要なものであること

6. 上記登記申請人が、上記不動産の取得又は建築をした年月日
年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第 80 条の 3 第○項に該当するものであることを証明します。

番 号

年 月 日

厚生労働大臣

印

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

(注1) 申請者である法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。
申請者が個人の場合は、住所、屋号及び氏名を記載する。

(注2) 「上記証明申請者と同じ」と記載すること。

(注3) 別紙には、所有権の移転又は保存の登記をすべき不動産の表示を記載する。

(1) 土地の場合 所在、地番、地目及び地積

(2) 建物の場合 所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(別紙)

1. 土地

所 在	地 番	地 目	地 積

(注1)「所在」、「地番」、「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。

2. 建物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積

(注1)「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。